

午前 9時53分 開議

○委員長（渡辺 俊君） おはようございます。定刻前ではありますが、皆様おそろいですので、これより決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は23名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第13号から認定第15号までの計3件の質疑及び認定第1号から認定第15号までの各議案の採決並びに意見の聴取を行います。

それでは、認定第13号 平成19年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定についてご説明願います。

岩川上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） おはようございます。それでは、認定第13号 平成19年度胎内市公共下水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

初めに、下水道事業の大まかな概況を説明いたします。整備の状況でございますが、19年度末では認可面積に対しまして工事完了面積の割合を申しますと、79.7%の整備率となっております。それを計画区域内人口における接続可能人口といいますか、人口に置きかえますと91.8%でございます。また、計画区域内人口におきます接続をしていただいております水洗化率は68.2%でありました。整備工事につきましては、あと二、三年で一段落するものと思っておりますので、今後は接続率が増加するよう世帯訪問とかを実施しながらPRに努めていきたいと思っております。なお、業務内容につきましては、20ページに詳しく記載しておりますが、年度末処理件数では4,477件で、昨年度比4%、有収水量は昨年度比3.6%とそれぞれ伸びております。しかしながら、1カ月1件当たりの有収水量といたしましては0.5立方ほど減少してございました。

また、今年度におきましては、時効によりまして受益者負担金の不納欠損の発生を招いてしまいました。時効を阻止できなかったのは事務処理上の不手際であり、まことに申しわけございません。昨日農業集落排水でも申しましたが、現在は滞納者との職員が直接面談等を行いまして、納付についての確約書を提出してもらうなどしながら、法的措置を図りまして、時効によりまして不納欠損が今後起きないようにしておりますので、よろしく願いいたします。

あわせて、経営改善につきましても高利率の起債を低利率のものへ借りかえをしましたり、そのほかの一般経費節減にも取り組んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

それでは、収支の状況をご説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出であります。収入につきましては、下水道事業収益が5億8,406万1,686円であり、支出では下水道事業費用が7億9,401万7,796円でありました。

内訳でございますが、25ページをお開きください。収益的収入の内訳を消費税抜きで掲載しております。1ページ目の収益的収入及び支出が消費税込みでしてございますが、損益計算書とか

純利益を計算する上では消費税抜きで計算するというようなことに公営企業法上なっておりますので、これにつきましては消費税抜きの明細になってございますので、よろしく願いいたします。

次ページからは支出でございます。こちらも消費税抜きで、今申しました理由で掲載してございます。支出につきましては、一番最後でございます特別損失におきまして、先ほど申しました時効が完成いたしました関係で、特別損失を多く計上してございます。またその不納欠損の明細につきましては、24ページをお開きください。中段よりやや下ぐらいに附帯事項といたしまして、今ほどの不納欠損の明細を記載してございます。平成元年度から平成14年度の第1期分までの未納分でございます。

以上のような内訳になってございます。なお、20ページにつきましては、収入、支出の前年度比較も載せてございますので、ご確認いただきたいと思っております。

次に、3ページをお開きください。資本的収入及び支出についてでございます。収入から説明いたしますが、資本的収入は19億483万1,401円であります。その内訳は、1項から6項まででございますが、企業債、国庫補助金、他会計補助金は一般会計からでございます。それから、受益者負担金及び分担金、工事負担金など、あとその他資本的収入がございまして、こういったものが主なものであります。

資本的支出でございます。資本的支出につきましては、2億5,765万4,564円であり、その内訳につきましては建設改良費、企業債償還金、貸付金などであります。

なお、収入及び支出の中の企業債と企業債償還金の中には19年度、今年度につきましては7%以上で借りておりました高利率の企業債につきまして、1%の利率にて借りかえしたものがおのおの約3,000万円含まれております。その結果といたしまして、20年度以降に支払利息が760万円ほど軽減されることとなりましたので、よろしく願いいたします。

また、欄外の説明でございますが、収入額が支出額に不足する額2億5,282万3,163円につきましては云々というようなことが書いてございますが、要約いたしますと、資本的収入と支出で足りなかった分につきましては、1ページのほうの収益的収入及び支出の中で減価償却とか現金支出の伴わない経費がございまして、それをもって差額は埋め合わせをしたというような内容でございます。

次に、5ページをお開きください。損益計算書でございます。極端な言い方をいたしますと、収益的収入と支出につきまして消費税抜きにより、その差額について利益や損失を計算しているものであります。本年度は2億4,310万5,175円の純損失となっております。一番下から3行目でございますが、そのような額となっております。前年度分までのものと合わせますと一番最後、当年度未処理欠損金といたしましては26億2,213万1,654円となっております。

次に、6ページでございます。剰余金計算書でございます。利益剰余金の部、資本剰余金の

部ということで、それぞれ本年度の増減を記載してございます。

また、はぐっていただきまして、一番下のほうでございますが、欠損金処理計算書でございます。当年度の未処理欠損金をそのまま翌年度繰越欠損金へ移行すると、処理をするというような計算書になってございますので、よろしく願いいたします。

8ページでございます。8ページにつきましては貸借対照表でございます。損益計算書が単年度の損益状況をあらわすのに対しまして、貸借対照表では事業開始以来引き継いできた資産、負債、資本といった財政状況のある時点で示しているものでございます。決算でございますので、この貸借対照表につきましては19年度末時点での財政状態を示しているというものでございます。要は、19年度末において固定資産がどれくらいあったとか、現金、預金、未収金などの流動資産がどれくらいあった、また負債などの未払い金とか企業債の借金だとか、そういったものがその時点でどれくらいあったのかというようなものを示してございます。ごらんになっていただきますと、そのような感じでございます。1点だけ9ページでございますが、3番、固定負債に1番の企業債と資本の部の5番、資本金の(2)、借り入れ資本金に企業債ということで、2つ企業債が示されてございます。これにつきましては、資本の部の企業債につきましては、民間でいいますと長期借入金なのでございますが、建設改良費に充当した分の起債の借り入れ分でございます。それで、固定負債のほうは建設改良費に充当ではなくて、それ以外のもの、今ですと高資本平準化債といったようなものを借りてございますので、いわゆる整備に使った以外の企業債というようなものでございます。よろしく願いいたします。

それから、10ページ以降につきましては、報告書なり議会議決事項とか工事の概況とか附属の書類をずっと記載してございます。また、28ページは固定資産のおのおのの明細、30ページからにつきましては企業債の明細等を記載させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長(渡辺 俊君) それでは、ただいま説明のありました認定第13号 平成19年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員(小林兼由君) おはようございます。ちょっと大変なときで申しわけないのだけれども、2つほど願います。

起債残高を見ると、本当に気の遠くなるような話ですけども、それでも健全経営を図っていかなければならないという中では大変だろうと思いますが、やはりどうしてもさっき課長が言いましたように、水洗化率を上げることと滞納を起こさないことが必要というか、大事なのではないかなと思うわけですが、先ほど68.2%ですか、水洗化率、18年度に比べて何%の増になってい

るのかということと、汚泥の処理状況、現在どういうふうになっておられるのか、2点だけお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） お答えいたします。

水洗化率の18年度に対する増でございますが、18年度末が67.9%、今年度が68.2%でございますので、0.3%でございますか、というようなところでございます。

それと、汚泥の処理状況でございますか、ちょっと申しわけございませんが、質問の趣旨がちょっとわかりにくかったので、どのようなことか……

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 私、築地地区の環境衛生協議会の役をやっておりまして、悪臭問題につきまして、この間業者懇談会ということをしたのだけれども、その中でオーレスという会社が処理場の汚泥を使って肥料ですか、つくっていたのだけれども、この悪臭がやはりどうしても強いと、汚泥は強いので、現在3分の1か、なおそれ以下に減らしましたということだったので、ではその減らした分の残った分をどういうふうな処理で処理場も苦悩しているのではなからうかなということで、ちょっと聞いてみたのです。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） 今のご質問につきましては、今年度からは全量炭化処理ということで、新しい方法によりやっておりますので、そういった問題はないということでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） ただいまの課長の説明の中で、利息の軽減と滞納対策に取り組んでいるというお話がありましたが、監査委員の意見書の中に支払手数料の削減についても、それらを含めてきめ細かく、根気強く実践してほしいというような内容がありますが、支払手数料の削減に対するご努力の面はどういうことをなさっているのでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） 19年度決算におきましては何もやっていないと、私、この4月に来まして、口座振替の手数料等見ますと、一つの上下水道課で担当しております簡易水道、農業集落排水、それから上水道、公共下水道とあるわけですが、水道と下水道が組みになって落とせば手数料が半額になると、ところが19年度までは水道は幾ら、下水道は幾らというようなことで、下水道1件、水道1件というような支払い方法をとっておりましたので、20年度の9月から金融機関と協議し、広報にも出したところなのでありますが、通帳への記載は上下水道料金ということで一括引き落としすることにいたしまして、極論を申しますと口座振替の手数料はこの9月分から2分の1になるようなことを実施しております。

以上でございます。

- 委員長（渡辺 俊君） 新治委員。
- 委員（新治ひで子君） ちなみに、口座振替手数料というのは全体でどのくらいの額になるもの  
でしょうか。
- 委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（岩川一文君） トータルで今ちょっとあれなのですが、1件当たり20円かかって  
いたものが10円になるというようなことで、金額的にいきますと年間七、八十万円で幾らでもな  
いのですけれども、そういった積み重ねも大事だと思ひまして、実施した次第であります。
- 委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。
- 委員（渡辺宏行君） 欠損処理の関係でちょっとお聞きしたいのですが、下水道の場合ですと事  
前に集落の説明会やって、ある程度、例えばそれに賛同する、あるいは下水道は賛成するのだけ  
れども、例えば家のリフォームとか、将来的に近々やらなければならないので、下水道は賛同す  
るのだけれども、つなぎだけは若干時間くださいというふうな2通り、3通りぐらいあると思う  
のですけれども、その中において例えば接続されている家庭でもって受益者負担を滞納している  
家庭、それと最初から、いや、うちはとてもではないけれども、1人しかいないから普通のバキ  
ュームでいいやという、最初からそういうふうな姿勢を見せていて、実際つないでいない家庭、  
例えば高齢者のひとり暮らしとか、そういう家庭あると思うのだけれども、そういう家庭もあっ  
て、なかなか受益者負担に対する協力がいいのか、その辺の分析はどのようにされているかとい  
うことと、これいつも出るのだけれども、例えばごね得という言葉非常にいい言葉ではないので  
す。きのうの国保でもそうなのだけれども、一生懸命に職員の皆さん頑張っているというふうな  
話、課長もされているのだけれども、でもそうはいつでも諸般の今の状況からするとある程度や  
めないだろうというふうな感じに課長さんはとっているのです。普通の民間の会社だったら万歳  
するのです。だから、諸般の事情とかではなくて、やはり自分たちは努力していて、本当に努力  
してやっているのだけれどもというぐらいにしておかないと、今こういう状況だからある程度や  
むを得ないだろうという認識でもって、こういうふうな徴収作業とかいろいろやられていると、  
どうもその辺というのは公正、公平という面でやはり欠けるところがあるのではないのかなとい  
うふうなことも思いますので、例えばそういうことを意識してもやはりこういう場においてはき  
ちんと対応すべきではないかと思うのですが、その辺課長の認識をお伺いしたいのですが、よろ  
しくをお願いします。
- 委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。
- 上下水道課長（岩川一文君） 最初の接続率のお話でございますけれども、ケース・バイ・ケー  
スいろいろありまして、受益者負担金をまだ全額納めていないのに、つないでいるという方もお  
ります。分析と言われますと、今ちょっと弱いところはあるのですけれども、まず接続していた  
だいていない方につきましては、年間500円程度なのですけれども、今までもずっと回っていま

して、なぜ接続できないのかというような理由はお聞きしまして、ほとんどがまず経済的理由というのがやはり一番多いです。水洗化と申しますか、くみ取り式から下水へ接続するには、50万円から100万円ぐらいの資金がかかるわけですので、なかなか経済的にという方、それから委員おっしゃるとおり老人世帯で、跡取りもいないので、今さらというような世帯もありまして、ケース・バイ・ケースと言いだとおっしゃいましたけれども、接続のほうについてはそのような状況でございます。

それから、受益者負担金のごね得とかというお話がございましたが、それにつきましては先ほども申しましたように、時効による不納欠損は、まず起こさないという方針でやっております、時効に5年ありますけれども、それまでの間に必ず面談を行い、本人の負債であるという確認をしていただきまして、確約書をとって時効によるごね得というのは極力というよりも、ないように努力したいと考えております。今のところもほとんど確約書とりまして、時効によるものはないようにしたいと、したいというよりも、しますとまでは言えないのですが、したいという強い気持ちで臨んでおります。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） ちょっとわからないので教えてもらいたいのですけれども、損益計算書の営業外収入、他会計からの収入が3億円ありますが、この内容について伺いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） 一般会計からの繰入金がございます、4条の建設改良等に対する繰り入れと3条の営業的なものに対する繰り入れとに分けてございまして、その3条予算の営業的なほうの繰り入れ分でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） もう一方の補助金はどこを見ればいいのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） もう一方の補助金につきましては、3ページをお開きいただきたいと思います。3ページが資本的収入及び支出でございまして、その第1款3項の他会計補助金というもので、資本的支出分につきましては損益計算書というような財務諸表がございません、要は最終的に年度末の状況がバランスシートに記載されるというようなことになっておりますので、損益計算書の部分とこの3ページ、4ページ部分でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 副委員長。

○委員（小野康男君） 3ページの支出の部、第3項の貸付金についてちょっとお伺いしたいと思います。

869万円と決算額になってございまして、当初の予算は2,500万円ということで、これは普及率に関係して、例えばこの貸付金は布設する場合の貸付金制度を利用する人が予想より少なかったというふうに見るべきなのか、その内容等についてお伺いしたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） 副委員長がおっしゃるとおりで、利用する方が少なかったということであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第13号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第14号 平成19年度胎内市水道事業会計決算の認定について説明願います。

岩川上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） それでは、認定第14号 平成19年度胎内市水道事業会計決算についてご説明をさせていただきます。

事業の概要でございしますが、最初に工事関係でありますけれども、第4次拡張事業といたしまして、鷹ノ巣、仁谷野地内に本管布設をいたしました。約670メートルで、949万円でありました。また、公共下水道事業、農業集落排水事業及び高速道路工事等に伴います本管等の入れかえ工事として、約1億2,323万円も実施しております。それから、18、19年度の2カ年で行いました国道113号線改良工事に伴う取水場の移設工事も実施しております。一方、営業面におきましては、平成12年度をピークに年々減少してきました水道の料金収入も例年ですけれども、15年度からほぼ横ばい状況となっており、ピーク時と比較しますと4,300万円ほどの減収となっております。平成20年度からは料金値上げをさせていただいたところでありますが、やはり厳しい状況が続いております。下水道事業と同じように高利率の起債を低利率のものへ借りかえをしたり、滞納整理や一般経費節減についても取り組む所存でございしますので、何とぞご理解をお願いいたします。

それでは、収支状況につきましてでございしますが、決算書の1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございします。収入におきましては、水道事業収益が6億2万7,323円でありました。営業収益、営業外収益、特別収益というようなことになってございします。支出につきましては、水道事業費用が6億7,549万2,730円でありました。

内訳でございしますが、23ページをお開きください。23ページにつきましては、収益の状況を掲載してございします。例年と大きく異なるものとしたしましては、1款2項2目雑収入におきまして1,060万円ほど発生してございします。これにつきましては、柏崎地震におきますもろもろの経費が柏崎の地震の経費が補償として入ってきまして、350万円ほどでございします。残りの650万円ほどは例年どおりでございしますが、他会計への委託料を立てかえ分をここで収入したものでございします。

それから、特別利益でございますが、固定資産売却益ということで573万6,000円ほど出てございますが、これにつきましては国道113号線の取水工事に関しまして取水場の移転をした際に、取水場の土地を売却した際の固定資産売却益でございます。

それから、24ページ、25ページには、支出の水道事業費用を掲載してございます。支出につきましては、1項6目資産減耗費ということで、一番最後でございますが、固定資産除却費ということで、1億1,560万円ほど出てございます。これにつきましても、国道113号線の移設工事に伴いまして、取水場の移設をした際の既存施設の除却費ということで、現金支出は伴っておらないのですけれども、多額の除却損、除却費が発生したということで、損益計算書のほうで申し述べますけれども、純損失が多額に計上した大きな要因の一つでございます。

なお、20ページには前年度との比較も載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。資本的収入につきましては、5億6,682万6,644円でありました。企業債、工事負担金、固定資産売却代金というようなことになってございます。支出につきましては、資本的支出が8億246万1,307円でありました。建設改良費と企業債償還金でございます。なお、水道につきましても収入の企業債及び支出の企業債償還金につきましては7%以上の高利率のものを1%の利率に借りかえた分がそれぞれ約9,000万円ほど含まれてございます。その結果といたしまして、20年度から今後軽減される利息につきましては1,330万円ほどトータルで軽減されることとなります。これも下水道と同じでございますが、欄外の資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億3,563万4,663円何がしというのは、収益的支出の中におきます現金支出を伴わない経費で賄ったというようなことを記載してございます。

5ページでございます。損益計算書でございます。これも消費税抜きによりまして掲載してございまして、本年度は下から3行目でございますが、7,924万2,256円の純損失でございました。したがって、もし仮にの話であります、113号線に伴います固定資産除却費が1億何がしありましたので、なければ黒字であったらうということでございます。前年度までの欠損金等を加えまして、本年度の末の未処理欠損金といたしましては7億1,203万8,076円というようなことになってございます。

6ページでございます。剰余金計算書、利益剰余金の部、資本剰余金の部ということで、6ページから7ページにかけて記載してございます。

それから、7ページの下のほうに欠損金処理計算書でございます。これにつきましては、昨年来監査委員さんのほうからも繰入金の高料金対策補助金につきましては、その性格上、資本剰余金に整理しておくのはいかがなものかというようなご指摘をいただいております、今回決算の認定をいただいた後に地方公営企業法施行令第24条の3第2項の規定というものがございまして、資本剰余金を未処理欠損金補てんに充ててもいいという決まりがございまして、監査委員

さんのほうにもご相談させていただきまして、欠損金の処理に充てるのがしかるべきだろうということで、今回欠損金の2億円を処理に充てまして、翌年度の繰越欠損金としては5億1,203万8,076円となるように議会の認定をいただけたならば、やることとしてございます。

それから、8ページは貸借対照でございます。これにつきましても、公共下水道と同じように年度末の資産、負債、資本の状況を年度末時点でとらえて示してございます。したがって、9ページの当年度末処理欠損金につきましては、年度末の状況でございますので、欠損金処理の2億円の資本剰余金を2億円で補てんする前の状況になっているということで、7億1,203万8,076円ということになってございます。これは、あくまでも年度末の時点でございますので、20年度中に2億円減ると、処理をした場合に減るといようなこととなりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

また、10ページからは水道の報告書、12ページには工事の概況等ずっと載せてございまして、27ページには水道事業の固定資産明細、31ページからは企業債の明細書等を載せてございますので、ご参照いただきたいと思っております。

以上で水道事業会計の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第14号 平成19年度胎内市水道事業会計決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） 35ページと36ページの一番下なのですけれども、借りがえということで、平成20年の3月の25日、北越銀行さんから9,000万円借りていると、利率を見ると0.9%でえらい安いなと思っているのですが、この部分はどういう理由でこの利率がこんなに低かったのか、教えていただければと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） うちが値切ったわけでもございまして、各これは縁故資金ということでございまして、政府系の資金ではなくて市中銀行等からの借入れが資金源となっておりまして、市内におきます金融機関から入札、見積もりをいただきまして、その結果一番安いところで借入れをしたという結果、0.9になったということになってございます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） そうしましたら、金額が9,000万円なのですが、今後こういう形でもうちょっと額を増やししながら借りがえをするような計画はあるのでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） 全額できれば一番いいのですけれども、国の基準がございまして、19 20 21とおのおののだんだん利率が低いものまで徐々になってきておりまして、その基準に

乗りますように計画を組んでございますので、20年度につきましても水道ですと同じく9,000万円程度計画してございますし、2年度もそれなりにやりたいということで、公共下水道も同じなのでございますが、段階的に制度に乗れる状況の中で精いっぱい乗ろうということでやっております。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） ぜひ目いっぱいこういう利率の低い部分を借りかえして、財政的によくしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 一つお聞きしたいのですけれども、建設改良工事の関係で、日本海沿岸東北自動車道の布設がえ工事で2カ所、約1,700万円あるのですけれども、これ全額市が支払う金額なのですか。道路公団からは全然入ってこないのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） 全額いただいております。したがって、支出にもありますが、収入にももらっているというようなことでございますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第14号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第15号 平成19年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定についてご説明願います。  
岩川上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） それでは、認定第15号 平成19年度胎内市工業用水道事業会計決算についてご説明をいたします。

工業水道事業につきましては、残念ながらこの水道を使っていた企業は19年度末現在のところありませんので、早速中身についてご説明をさせていただきます。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。工業水道事業収益といたしましては452万8,000円でございます。工業水道事業費用といたしましては、538万5,728円でございます。

中身につきましては、11ページをお開きください。まず、収入についてでございますが、先ほど申しましたように使っていた企業がないために、営業外だけでございまして、すべて他会計補助金でございます。当該年度の資金不足分が53万8,000円であります。残りのものにつきましては、399万円ほどでございますが、平成17年度において、資本的収入において整理していたものでございまして、そのときは資本的収入ということで整理しておったのでありますが、中身について吟味いたしましたところ、これも監査委員さんにご相談をさせていただきまして、本来は地下水の資源調査委託分の繰り入れだったというようなことでございまして、資本的収入、

資本的というよりは当該年度なり、そのときの営業的な損益的なほうであろうということでしたので、今回振りかえをさせていただいたというようなものでございます。それから、費用でございますけれども、内訳のとおりなのでございますが、今申しましたように同じようなものが地下調査委託費ということで、17年度においては資本的支出にて整理しておいたものを今回雑支出の中で399万円振りかえ、整理をさせていただいているというようなことがございます。ちょっとわかりにくいかもしれないのですが、17年度において会計処理の間違いがあったものを19年度において正しくさせていただいたというようなことでご理解をいただきたいと思っております。

それから、3ページ、4ページでございます。資本的収入及び支出でございます。資本的収入といたしましては、一般会計から96万2,000円、他会計補助金ということで受け入れてございまして、支出につきましては企業債償還金ということで96万1,175円の支出だということでございます。

それから、5ページをお開きください。5ページは損益計算書でございます。売り上げがないので、営業については営業費用だけというふうなことになってございまして、下から3行目、当年度の純損失といたしましては85万7,728円、前年度までの欠損金を足しまして、最終的な当年度の未処理欠損金は162万2,520円ということになってございます。

それから、6ページ目でございますが、剰余金計算書でございます。今ほど収益的収入及び支出のところでも述べました399万円が資本剰余金の部の他会計補助金のところで、当年度処分額ということで減ってございます。

それから、6ページの一番下が欠損金処理計算書でございます。年度末の未処理欠損金を全額翌年度へ繰り越すというようなことでございます。

それから、7ページ目が貸借対照表でございます。これも年度末の財政状況をあらわしている書類でございます。

それから、8ページ目以降は下水道、水道と同じような附属書類を添付してございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、ただいま説明のありました認定第15号 平成19年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について質疑を行います。

決算全般について質疑を行います。ご質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 工業団地造成されまして、それから今度工業水道が布設されましてほぼ10年過ぎるわけでありまして、それでも丸運から始まってぼつぼつ工場進出しているわけでありまして、工業用水道一つも使っていないということでありまして、あそこは普通水道とやはり2本

立てになっているわけですか。2本立てになっているわけでしょうね、工業用水として使わないとしても、生活用水として使っているわけですから、2本立てと思うのでありますが、しからばどんな会社が来た場合、工業用水使う予定なのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩川一文君） 要は生産なり工業用に水道を使う会社ということで、極論はそういうことなのですけれども、今来ております会社は工業用生産等で水道を使っておらずに、生活用水道で使っておりますので、工場団地に新しい会社が来たからといって、この工業用水道を使うというものではないわけです。だから、今来ている会社自体は普通の生活用水等の水道は使っていただきますけれども、工業用としての水道は必要としない会社だというようなことございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） それで、あそこは、おれは地元で一番よくわかるのだけれども、頂無川などといって、つまり頂のない川ということで、地下水の宝庫なのだ。それで、もしあそこで3メートルぐらい掘るといって地下水幾らでも出る場所なのであって、そして大量に水使う工場が来たとしても、自分の敷地内の地下水利用するということになるといって、これは工業用水道布設した意味がなくなるわけなのであって、その辺のところもやはり心配なのですが、その辺のところどんなものですか。

○委員長（渡辺 俊君） 丹呉副市長。

○副市長（丹呉秀博君） 今鴻ノ巣の工業団地のほうに工業用水行っているのですけれども、笹口は行っていませんけれども、今日量7,000トンまでは浄水場のほうから行っているのです。ですから、直接工業団地で地下水を掘っているということではないのですけれども、7,000トンまでは浄水場から送るのです。ですから、委員さんが地下水を掘って、ただ去年たしか地下水の調査をしまして、どれぐらい地下水が、さっきどういう企業がとっしやいましたけれども、工業用水使うのは食品関係だとか半導体関係だとかだろうというふうに思いますけれども、1日1万5,000トンぐらいの地下水のくみ上げは可能であろうというような結果は一応出ております。調査上です。ですから、7,000トンプラス1万5,000トンですから、2万2,000トン程度ですか、ぐらいいまでは一応可能であろうというふうに考えているところでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 副市長、要するに今のご質問は、地下水を利用すれば工業用水要らないのではないかと、来た会社が。

鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） あそこ要するに取水の権利クラレも持っていますので、言うなれば農業用水のくみ上げなんかは別として、工業用に使うようになると、あの辺一帯、私どもの集落なんかもそうなのですが、クラレのほうが取水権持っているために、あの辺は工業用として取水できな

い地区でないのだからという感じで質問しているのです。そうなれば、要するに大量に水使う工場が来てもやはり工業用水を使うことになるのだから、その心配ないがというような感じてお聞きしているわけなのですが、その辺いかがですか。

○委員長（渡辺 俊君） 丹呉副市長。

○副市長（丹呉秀博君） 鴻ノ巣地区については、特別規制上、地下水のくみ上げ規制がかかっている地域ではございません。

〔「クラレでも制限ないとね」と呼ぶ者あり〕

○副市長（丹呉秀博君） はい。

○委員長（渡辺 俊君） ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第15号の質疑を打ち切ります。

以上で当委員会へ付託された議案に対する質疑は終了いたしました。

お諮りします。ここで課長の出席等を求めるために暫時休憩したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、1時まで休憩いたします。

午前10時46分 休憩

---

午前11時00分 再開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、これより各議案の採決を行います。

それでは、認定第1号 平成19年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第1号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第1号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第2号 平成19年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成19年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成19年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成19年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 平成19年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 平成19年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第8号 平成19年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成19年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 平成19年度胎内市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 平成19年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、

直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第 11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第 11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第 12号 平成 19年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第 12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第 12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第 13号 平成 19年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第 13号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第 13号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第 13号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第 14号 平成 19年度胎内市水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと

思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第14号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第14号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第14号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第15号 平成19年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第15号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第15号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第15号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時09分 閉会